

会 見 年 月 日	令和4年12月22日（木曜日）		
担 当 課	教育委員会こども育成課	（担当者名：近藤）	
問い合わせ先	TEL：43-7065	（内線 2335）	FAX：43-6895

## 物価高騰に伴う保育施設等への補助の実施について

### 1. 趣 旨

給食にかかる食材費や光熱水費・燃料費の高騰により保育施設等（民間保育所、認定こども園、認可外保育施設）の運営に影響が生じている。高騰分が施設利用世帯の負担に反映しないよう、食材費の高騰分の補助と、光熱水費等の高騰分に対する一時支援金の支給を実施する。

### 2. 内 容

#### 補助対象者等

事業区分	補助対象者	補助金の算定方法
給食食材費高騰分への補助	私立保育所 認定こども園	公立保育所副食費4,500円に主食費相当（500円）を加えた合計月額5,000円を基準とし、消費者物価指数（食料）の前年比の上昇率を乗じた額を園児1人当たりの上限額として計算し、高騰分を補助
光熱水費等の高騰分に対する一時支援金	県 私立保育所 認可外保育施設	県の補助基準に基づき算定 定員0～9人 18,000円 以降10人毎に36,000円加算 （認定こども園は県から直接支給）
	市 私立保育所 認定こども園 認可外保育施設	県補助基準の半額 （10万円を上限とする）

※申請については、該当する保育施設等に直接申請書を送付する